

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

山口県知事 様  
村岡 嗣政 殿

提出者

住 所 山口県長門市日置上885番地  
氏 名 ヤマネ鉄工建設株式会社  
代表取締役 山根 正寛  
電話番号 0837-37-4141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマネ鉄工建設株式会社
事業場の所在地	山口県長門市日置上885番地
計画期間	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建築用鉄骨製造業、総合建設業
② 事業の規模	2,126,049万円
③ 従業員数	242人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1参照

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1-2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙2-1参照	
	排出量	1100.28 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	・特に実施していない		
	【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類		
	排出量	980.00 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・がれき類、コンクリートくず類の分別方法改善			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、金属くずの分別、保管を実施
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在実施しているがれき類、金属くずの分別・保管の維持

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・実施例なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・実施例なし			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・実施例なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・実施例なし			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  ・実施例なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  ・実施例なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1参照	
	全処理委託量	1100.28 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	45.63 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	79.13 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)  ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 書面にて契約を実施している。			

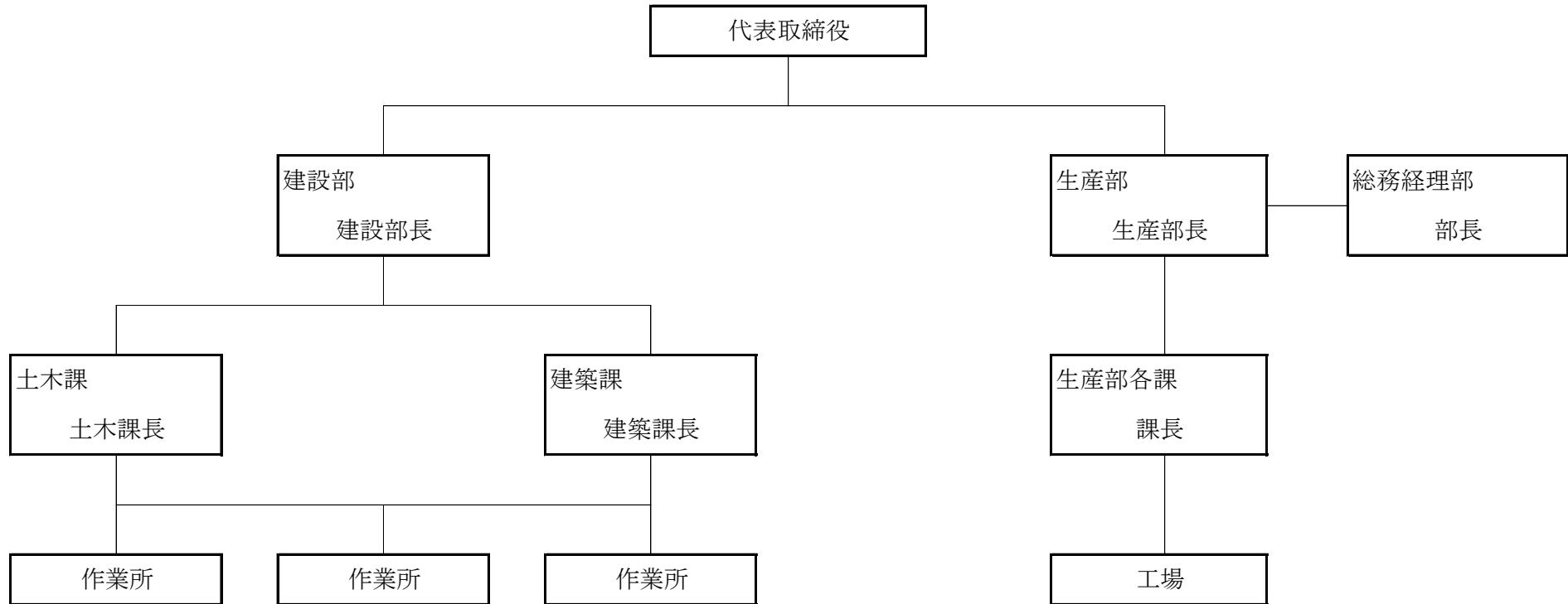
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1参照	
	全処理委託量	980.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	60.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	80.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者を選定する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・解体工事<ul style="list-style-type: none"><li>がれき類 → 再生碎石として再資源化</li><li>ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず → 管理型埋立</li><li>金属くず → 製鋼原料として利用</li><li>廃プラスチック類 → 再生プラスチックとして利用、焼却処理、 管理型埋立</li><li>木くず → 再生チップとして利用、ボイラ燃料として利用</li></ul></li><li>・新築・増改築工事<ul style="list-style-type: none"><li>がれき類 → 再生処理業に委託して、再生碎石として再資源化</li><li>木くず → 再生チップとして利用、ボイラ燃料として利用</li></ul></li><li>・鉄骨製作<ul style="list-style-type: none"><li>がれき類 → 再生碎石として再資源化</li><li>金属くず → 製鋼材料として利用</li><li>燃え殻 → 破碎処理後管理型埋め立て</li><li>引火性廃油 → 焼却処理</li><li>廃アルカリ → 中和処理後、沈殿物を再利用</li></ul></li></ul>
-----------------	--

(別紙 1 - 2) 管理体制図





## 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	ヤマネ鉄工建設株式会社		所在地(市町名)	長門市	事業の種類	総合建設業
-------------	-------------	--	----------	-----	-------	-------

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項												
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なう産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産業廃棄物	燃え殻	19.94	9.0							19.94	9.0											
	汚泥	8.54	8.0							8.54	8.0											
	廃油	4.59	5.0							4.59	5.0											
	廃酸																					
	廃アルカリ	0.45	0.5							0.45	0.5											
	廃プラスチック類	52.41	50.0							52.41	50.0	2.56	20	36.06	30							
	紙くず	0.67	0.5							0.67	0.5											
	木くず	144.20	120.0							144.20	120.0	43.07	40	43.07	50							
	繊維くず																					
	動植物性残さ																					
農業廃棄物	動物系固形不要物																					
	ゴムくず																					
	金属くず	83.32	90.0							83.32	90.0											
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	44.20	44.0							44.20	44.0											
	藁さい																					
	がれき類	741.97	653.0							741.97	653.0											
	動物のふん尿																					
	動物の死体																					
	ばいじん																					
	13号廃棄物																					
計 (A)		1,100.28	980.0	0	0	0	0	0	0	1,100.28	980.0	45.63	60	79.13	80	0	0	0	0	0	0	